

平成21年9月11日

都市計画

第210回埼玉県都市計画審議会を開催します
～ 和光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてなど
10議案を審議します ～

埼玉県は、第210回の埼玉県都市計画審議会を開催します。実施概要は次のとおりです。

実施概要

- と き 平成21年9月18日（金） 午後1時30分から
- と ころ さいたま市浦和区仲町2-5-1
浦和ロイヤルパインズホテル 3階 プラチナルーム
電話 048-827-1111
- 議 題 別記のとおり
(議第4894号から4900号、議第4887号から議題4889号
の10議案)
- 傍聴の可否 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条第1項各号に該当
するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴
できませんので、あらかじめ御承知おき下さい。
- 傍聴定員 10名
- 受付方法 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付
(2階 こぶしの間)へお越し下さい。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点にお
いて抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関で
す。この法律の理念は、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と
生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることとし
ています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関す
る事項を昭和44年から調査審議しています。

- 問い合わせ先 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-5335 (直通)
第210回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

| 議案番号 | 議 案 名 | 市町村 | 決定権者 |
|------|---|---------|------|
| 4894 | 川越都市計画用途地域の変更について | 川越市 | 県 |
| 4895 | 越谷都市計画用途地域の変更について | 越谷市、吉川市 | 県 |
| 4896 | 飯能都市計画道路の変更について | 飯能市 | 県 |
| 4897 | 飯能都市計画用途地域の変更について | 飯能市 | 県 |
| 4898 | 幸手都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画 整理事業の事業計画変更に係る意見書について | 栗橋町 | — |
| 4899 | 羽生都市計画区域における産業廃棄物処理施設の 敷地の位置について | 羽生市 | 県 |
| 4900 | さいたま都市計画区域区分の変更について | さいたま市 | 県 |
| 4887 | 和光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の 変更について | 和光市 | 県 |
| 4888 | 和光都市計画区域区分の変更について | 和光市 | 県 |
| 4889 | 和光都市計画用途地域の変更について | 和光市 | 県 |

別記

【議案名】

議第4894号 川越都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

川越市の今福1、砂、寺尾1、寺尾2地区について、計画的な基盤整備の見込みがなく、土地利用の観点からも用途地域を残しておく必要が無くなったため、用途地域を変更するものです。

変更前：第1種低層住居専用地域 （ 80 / 50 ） 10m 約 7.0ha
 第1種低層住居専用地域 （ 100 / 50 ） 10m 約 16.6ha
 変更後：無指定 約 23.6ha

※（ ）内は、容積率/建ぺい率、（ ）の右は、建築物の高さの最高限度

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 地域計画担当
 直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4895号 越谷都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

越谷市の越谷レイクタウン地区および吉川市の吉川駅南地区について、土地区画整理事

業の整備が進んできたことから、土地利用が合理的かつ適正に図られるよう用途地域を変更します。

| | | |
|-----------------|-------------|----------|
| 変更前：第1種低層住居専用地域 | (60/40)10m | 約 71.8ha |
| 第1種低層住居専用地域 | (80/50)10m | 約 6.5ha |

| | | |
|-----------------|-------------|----------|
| 変更後：第1種低層住居専用地域 | (100/50)10m | 約 30.9ha |
| 第1種中高層住居専用地域 | (150/60) | 約 1.6ha |
| 第1種中高層住居専用地域 | (200/60) | 約 4.9ha |
| 第2種中高層住居専用地域 | (200/60) | 約 1.3ha |
| 第1種住居地域 | (200/60) | 約 25.0ha |
| 第2種住居地域 | (200/60) | 約 10.8ha |
| 準住居地域 | (200/60) | 約 0.8ha |
| 商業地域 | (400/80) | 約 3.0ha |

※ () 内は、容積率/建ぺい率、() の右は、建築物の高さの最高限度

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 地域計画担当
直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4896号 飯能都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

飯能市の幹線街路3・4・2号阿須小久保線および3・5・7号飯能駅前通り線を次のように変更するものです。

- 3・4・2号阿須小久保線
 - ・一部区間のルートを変更する。
 - ・車線の数を2車線に決定する。
- 3・5・7号飯能駅前通り線
 - ・一部区間を廃止する。
 - ・一部区間のルートを変更する。
 - ・車線の数を2車線に決定する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当
直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4897号 飯能都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

長期未整備都市計画道路の見直しによる飯能駅前通り線及び阿須小久保線の線形変更
に併せて、用途地域を変更するものです。

| | | | |
|-----------------|--------------|-----|---------------------|
| 変更前：第1種低層住居専用地域 | (80 / 50) | 10m | 約0.1ha |
| 第1種中高層住居専用地域 | (200 / 60) | | 約0.0ha (約0.01ha) |
| 第1種住居地域 | (200 / 60) | | 約0.0ha (約0.01ha) |
| 変更後：第1種住居地域 | (200 / 60) | | 約0.1ha (約0.11ha) |
| 第1種中高層住居専用地域 | (200 / 60) | | 約0.0ha (約0.01ha) |

※ () 内は、容積率/建ぺい率、() の右は、建築物の高さの最高限度

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 地域計画担当
直通番号 048-830-5341

【議案名】

議第4898号 幸手都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業の事業
計画変更に係る意見書について

[議案概要]

幸手都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業の事業計画を変更するにあたり、事業計画を平成21年5月12日から平成21年5月25日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、知事あてに1通1名の意見書の提出がありましたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同法同条第3項の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

[問い合わせ先]

都市整備部 市街地整備課 区画整理担当
直通番号 048-830-5383

【議案名】

議第4899号 羽生都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置に
ついて

[議案概要]

産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないかを建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会に付議するものです。

- 1 敷地の位置 羽生市大字下川崎字下205番地外39筆
- 2 敷地面積 11,732.94㎡
- 3 土地利用規制 市街化調整区域
- 4 処理施設 破砕処理施設3基

| | | |
|---------|----------|--------------------|
| 破砕処理施設① | 廃プラスチック類 | 処理能力： 300.01 t／日 |
| | 木くず | 処理能力： 316.18 t／日 |
| | がれき類 | 処理能力： 2,936.99 t／日 |
| 破砕処理施設② | 廃プラスチック類 | 処理能力： 247.21 t／日 |
| | 木くず | 処理能力： 247.21 t／日 |
| | がれき類 | 処理能力： 881.35 t／日 |
| 破砕処理施設③ | 廃プラスチック類 | 処理能力： 33.77 t／日 |

[問い合わせ先]

都市整備部 建築安全課 建築指導担当
 直通番号 048-830-5511

【議案名】

議第4900号 さいたま都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

島町地区は、土地区画整理事業の実施が確実となったことにより、計画的な市街地形成が行われるため、市街化区域に編入するものです。

また、蓮沼五反田地区、土屋地区、宮前町1丁目西地区、大谷南部地区、大谷北部地区は、地区計画を策定し、適切な地区施設道路の配置などにより良好な市街地形成が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域編入

| | |
|-----------|--------|
| 島町地区 | 約 38ha |
| 蓮沼五反田地区 | 約 16ha |
| 土屋地区 | 約 22ha |
| 宮前町1丁目西地区 | 約 7ha |
| 大谷南部地区 | 約 17ha |
| 大谷北部地区 | 約 11ha |

[意見書の有無]

有 1通1名

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当
 直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4887号 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（県決定）

[議案概要]

和光市和光北インター地区は、土地区画整理事業により、市街地の形成が図られることから市街化区域に位置付け、東京外かく環状道路の優れた交通条件を活かし、新産業や物流機能等の工業集積地としての土地利用を図っていく方針を明確にするため変更するものです。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当
直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4888号 和光都市計画区域区分の変更について（県決定）

[議案概要]

和光市和光北インター地区は、土地区画整理事業の実施が確実に成り、計画的な市街地整備が行われること及び、地区計画を策定し良好な市街地形成が確実に成ったことから、市街化区域へ編入するものです。

白子三丁目地区は、用途地域を残したまま暫定的に市街化調整区域へ編入した旧暫定逆線引き地区です。このたび、土地区画整理事業の実施が確実に成り、計画的な市街地整備が行われること及び、地区計画を策定し良好な市街地形成が確実に成ったことから、市街化区域へ編入するものです。

1 市街化区域編入

和光北インター地区 約27ha
白子三丁目地区 約7ha

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 都市計画担当
直通番号 048-830-5337

【議案名】

議第4889号 和光都市計画用途地域の変更について（県決定）

[議案概要]

和光市の和光北インター地区の用途地域を変更するものです。

変更前：無指定 (200/60) 27.0ha

変更後：準工業地域 (200/60) 27.0ha

※ () 内は容積率/建ぺい率

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 地域計画担当
直通番号 048-830-5341